

これからの高等学校教育のあり方に関する提言骨子（案）

前文

- 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とし（学校教育法第50条）、義務教育機関ではないものの、今日では中学校を卒業した生徒の大部分が進学する教育機関である。
- また、義務教育において育成された資質・能力を発展させながら、生徒の多様なニーズに応じた個別最適な学びを実現し、高等教育機関や実社会との接続機能を果たす役割がある。
- デジタル社会の進展や人口減少など、社会の構造的な変化の中で、高等学校がこうした役割を十分に果たすためには、国が有する様々な権限を、可能な限り学びの主体である生徒に近いところに移譲することにより、都道府県教育委員会や学校の自由度を高め、学校現場がリーダーシップを発揮しながら、多様で柔軟な教育活動を展開することが必要である。
- 「高等学校の魅力化・特色化」・「高等学校の卒業時期及び修業年限の柔軟化」・「学校間連携の促進」・「“オンライン教育”と“対面指導”のベストミックス」を進めることにより、生徒一人一人にこれからの時代に必要な資質・能力を育成することができるよう、以下の事項を提言する。

- 各高等学校で、より柔軟にカリキュラムを編成することができるよう、
 - ・ 特別の教育課程の編成を認める権限を都道府県・都道府県教育委員会に移譲すること
 - ・ 各校が一層の履修要件の緩和と修得主義の推進を図ることが望ましいとの姿勢を、国が明確に示すこと
 - ・ 学校外学修の単位認定について、可能となる対象の範囲を拡大すること
- 生徒の希望や能力により修業年限の延長が可能となるよう、学校教育法56条を改正し、高等学校の修業年限を、すべての課程について「三年以上」とすること
- 教職員の確保、地域・企業・大学等で活躍する多様な人材の活用、新しい時代にふさわしい学習空間・環境の整備など、都道府県教育委員会や学校の取組に対する人的・財政的支援を充実すること
- 学校間連携による多様なプログラムの提供や必要なリソースのシェアが促進されるようモデル校を指定し、モデル事業による取組の推進及び成果の全国展開を図ること
- 国が、全ての大学等に、「アドバンスト・プレイスメント（大学教育の先取履修を単位認定する仕組み）のための講座を設定することを働きかけ、高校生が大学入学前に大学の高度な授業を受けるとともに、入学後、当該大学の単位を一部取得することを可能にするなど、高等学校教育と大学教育の連携を一層促進すること
- ナショナルミニマムの観点から、義務教育と同様に高等学校においても1人1台端末の確実な整備を進めるため、特に生活困窮家庭の端末購入費や通信費について継続的に支援すること
- 国においてオンライン教育の効果測定や検証に取り組み、科学的エビデンスを得ること